

平成二十年法務省令第二十八号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）附則
第十二条の施行に伴い、並びに同法の規定に基づき、並びに同法及び売春防止法（昭和三十一年法律第二百八十八号）を実施するため、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を次のように定める。

第八款 応急の救護 (第六十五条～第六十七条)	第九款 出頭の命令及び引致 (第六十八条～第七十条)	第十款 被害者等の心情等の聴取及び伝達 (第七十一条～第七十六条)	第十一款 基規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則 (第七十六条の二・第七十七条の二)	第十二款 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規定 (平成十九年法律第八十八号) 附則	第十三条 第十二条の施行に伴い、並びに同法の規定に基づき、並びに同法及び売春防止法 (昭和三十一年法律第八百八十八号) を実施するため、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を次のように定める。	目次	平成二十年法務省令第二十八号
第一章 総則 (第一条～第六条)	第二章 仮釈放等 (第七条～第十八条)	第三章 退院 (第十九条～第二十一条)	第四章 法定期間経過の通告等 (第二十二条～第二十四条)	第五章 審理 (第二十五条～第二十七条)	第六章 許可の基準 (第二十八条～第三十条)	第七章 収容中の者の退院 (第三十一条～第三十三条)	第八章 犯罪の終結 (第三十一条～第三十二条)
第一節 保護観察 (第三十四条～第三十六条)	第二節 優先施設の長による申出 (第三十七条～第三十九条)	第三節 審理の再開 (第三十一条～第三十二条)	第四節 被害者等の意見等の聴取 (第三十三条～第三十四条)	第五節 許可の基準 (第三十五条～第三十六条)	第六節 収容中の者の不定期刑の終了 (第三十七条～第三十八条)	第七節 収容中の者の退院 (第三十九条～第四十条)	第八節 削除 (第三十一条～第三十二条)
第一款 保護観察実施上の基本的事項 (第三十一条～第三十二条)	第二款 住居の届出及び転居又は旅行の許可 (第三十三条～第三十四条)	第三款 遵守事項 (第三十五条～第三十六条)	第四款 生活行動指針 (第三十七条～第三十八条)	第五款 指導監督 (第三十九条～第四十条)	第六款 補導援護 (第五十一条～第五十二条)	第七款 保護者に対する措置等 (第六十三条～第六十四条)	第九款 応急の救護 (第六十五条～第六十七条)

(関係人の呼出し)
第四条 法第十二条第一項（法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による呼出しは、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

- 一 関係人の氏名
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 呼出しの事由の要旨
- 四 正当な理由がないのに呼出しに応じないとときは、十万円以下の過料に処せられることがある旨（呼出しに応じない関係人を再度呼び出す場合に限る。）

（決定書）

第五条 法第二十六条の決定書には、次に掲げる事項を記載し、合議体を構成する委員の全員が記名押印しなければならない。

- 一 決定の対象となる者の氏名、生年月日、本籍及び住居又は現在する場所
- 二 主文
- 三 理由
- 四 地方委員会の名称及び決定の年月日

2 法第七十七条第三項の規定により一人の委員で決定をするときは、当該委員が前項各号に掲げる事項を記載した決定書を作成し、これに記名押印しなければならない。

（決定の告知）

第六条 法第二十七条第二項本文の規定による決定の言渡しは、決定書の主文及び理由を朗読してするものとする。

2 法第二十七条第二項ただし書の法務省令で定める方法は、決定の対象とされた者の現在地を主管轄する保護観察所の長又はその者が収容されている刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長、少年院の長若しくは少年鑑別所の長に同一条第一項の告知を嘱託し、前条第一項の決定書を画像読み取り装置（スキヤナ及びこれに準ずる画像読み取り装置をいう。第五十九条において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織を使用する方法であつて次に掲げるものの（第五十九条において「電磁的方法」という。）により提供し、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したものを当該決定の対象とされた者に交付させる方法その他の適當な方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信装置

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する
回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた
方法

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにより法
令委員会は、前項に規定する方法により法
第二十七条第一項の告知を行ったときは、速やかに、当該決定の対象とされた者に対し、決定書の副本を送付しなければならない。

第一章 仮釈放等

第二章 仮退院

第三章 第一節 仮釈放、仮出場及び少年院から
法定期間経過の通告等

(身上関係事項の通知等)

第七条 矯正施設の長（刑事施設の長及び少年院の長をいう。以下同じ。）は、懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者又は少年法（昭和二十三年法律第六百六十八号）第二十四条第一項第三号若しくは同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者を収容したときは、速やかに、地方委員会及び刑事施設又は少年院に収容された者（以下「刑事施設等被収容者」という。）に係る帰住予定地（刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されている者、労役場に留置されている者若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地又は当該住居がないときはその者が釈放された後に居住することを希望する場所をいう。以下同じ。）を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。

一 刑事施設等被収容者の氏名、生年月日及び本籍

二 懲役又は禁錮の刑に処せられた者についてはその刑の言渡しをした裁判所の名称、言渡し及び確定の年月日並びに罪名、刑名及び刑期（懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者（以下次号、第九条第一号及び第一百一条第三号において「一部猶予者」という。）にあつては、その刑のうち執

行を猶予された部分の期間並びに猶予の期間及び当該猶予の期間中の保護観察の有無を含む。）、少年法第二十四条第一項第三号又は同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者についてはその保護処分をした家庭裁判所の名称、その年月日及び非行名
三 懲役又は禁錮の刑に処せられた者については収容した日、刑期の起算日及び終了日（一部猶予者については、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の終了日を含む。）並びに刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条又は少年法第五十九条第一項に規定する期間（以下「法定期間」という。）の末日、少年法第二十四条第一項第三号又は同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者については収容した日及び収容すべき期間の終了日
四 犯罪又は非行の概要、動機及び原因共犯者の状況
五 被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況
六 心身の状況
七 生活歴
八 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に収容された者等の状況及び被害者等の被害の回復
九 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に収容された者については処遇要領（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条第二項に規定する処遇要領をいう。以下同じ。）、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分の執行のため少年院に収容された者については個人別矯正教育計画（少年院法（平成二十六年法律第十八号）第三十四条第一項に規定する個人別矯正教育計画をいう。以下同じ。）
十 帰住予定地
十一 引受人（刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者、労役場に留置されている者又は保護処分の執行のため少年院に収容されている者）が釈放された後にその者と同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その者の改善更生のために特に協力する者をいう。以下同じ。）又は引受人以外の者であつて矯正施設被収容者が釈放された後にその者の改善更生のために協力する者（以下「引受人等」という。）の状況
十二 釈放後の生活の計画
十三 その他参考となる事項

2 前項の場合において、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設その他の施設又は前項の居住することを希望する場所を帰住予定地とする刑事施設等被収容者については、その理由、家族の状況その他必要な事項を併せて通知しなければならない。
3 地方委員会は、拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されていいる者について、必要があると認めるときは、その者を収容し、又は留置している刑事施設の長に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めることができる。
一 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されている者の氏名、生年月日及び本籍
二 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者については罰金の言渡しをした裁判所の名称、言渡し及び確定の年月日並びに罪名、刑名及び罰金の額
三 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者については刑期の起算日及び終了日、労役場に留置された日、留置すべき期間及びその終了日
四 犯罪の概要
五 心身の状況
六 その他参考となる事項

4 刑事施設の長は、前項に規定する書面を提出した場合において、当該書面に記載した事項に変動が生じたときは、速やかに、当該刑事施設の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、当該変動に係る事項を通知しなければならない。（法定期間経過の通告の方式）
第五款 第八条 法第三十三条の規定による通告は、法定期間の末日から十日以内に行うものとする。事項を記載した書面によらなければならぬ。
第一款 矫正施設の長による申出（審査）
第九条 矫正施設の長は、次に掲げる者について、仮釈放、仮出場又は少年院からの仮退院（以下「仮釈放等」という。）を許すべき旨の申出

2 前項の通告は、通告の対象となる者の氏名及び生年月日、法定期間の末日その他の参考となる事項を記載した書面によらなければならぬ。
第十二条 矫正施設の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、第二十八条に定める基準に該当すると認めるときに行うものとする。（仮釈放及び仮出場の申出の基準）
第十三条 矫正施設の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、第二十九条に定める基準に該当すると認めるときには、法第三十四条第一項の規定による申出をするものとする。
第十六条 矫正施設の長は、仮釈放等を許すべき旨の申出に係る者について、地方委員会が仮釈放等を許す旨の決定をし、又はこれをしない旨の判断をする前に第二十八条から第三十条まで又は少年院法百三十五条に定める基準に該当しなくなつたと認めるときは、当該申出を取り下げるものとする。（少年院からの仮退院の申出の基準）

第三款 審理

(仮釈放等の審理開始の判断のための調査)

第十七条 法第三十六条第一項(法第四十二条に規定する場合を含む。)の規定による調査は、次条各号に掲げる事項について行うものとする。

2 地方委員会は、法第三十六条第一項の規定による調査においては、その対象となる者に対する調査における生活の計画その他の仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するために必要な事項を記載した書面の提出を求めることができるものとする。

(仮釈放等の審理における調査事項)

第十八条 仮釈放等を許すか否かに関する審理は、次に掲げる事項を調査して行うものとする。

- 一 犯罪又は非行の内容、動機及び原因並びにこれらについての審理対象者の認識及び心情
- 二 共犯者の状況
- 三 被害者等の状況及び被害者の回復
- 四 審理対象者の性格、経歴、心身の状況、家庭環境及び交友関係
- 五 矯正施設における処遇の経過及び審理対象者の生活態度
- 六 帰住予定地の生活環境
- 七 引受人等の状況
- 八 釈放後の生活の計画
- 九 その他審理のために必要な事項

(委員の面接)

第十九条 地方委員会の委員は、仮釈放等を許すか否かに関する審理において、審理対象者と面接するに当たっては、審理対象者の陳述の内容、態度等から、第二十八条、第二十九条又は法第四十一条(第三十条に定めるものを含む。)に定める基準に該当するか否かを判断するため必要な事項を把握し、的確な心証を得ることに努めるものとする。

(面接の立会い等)

第二十条 地方委員会の委員は、前条の面接に当たり必要があると認めるときは、次に掲げる者の立会いを求め、その意見を聴くものとする。

一 保護観察所の保護観察官

二 精神医学、心理学等の専門的知識を有する者

2 前項第二号に掲げる者は、同項の立会いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(面接の省略)

第二十一条 法第三十七条第一項ただし書(法第四十二条において準用する場合を含む。)の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1 第三十二条第一項第三号又は第四号に掲げる事由により審理を終結することとする。

2 第三十二条第一項第一号中「当該矯正施設において、当該申出に係る処分をしないこととするとき。」

(面接の省略)

三 審理を担当する合議体の構成員である委員が、既に終結している審理対象者に係る審理において、当該審理対象者との面接を行った場合において、当該面接の日から四月を経過していないとき。

四 審理を担当する合議体の構成員である委員が、審理対象者に係る法第三十六条第一項の規定による調査において、当該審理対象者との面接を行った場合において、当該矯正施設の所在地を管轄されたときは、当該矯正施設に移送されたときは、当該矯正施設の所在地を管轄する地方委員会が引き続き審理を行うものとする。

五 審理対象者が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第八十八条第二項の規定により開放的施設における処遇を受けている場合であつて、当該審理対象者について仮釈放を許す旨の決定をするとき。

六 保護处分の執行のため少年院に収容されている審理対象者について、個人別矯正教育計画における矯正教育の期間が二年以内の場合であつて、当該審理対象者について少年院からの仮退院を許す旨の決定をするとき。ただし、当該審理対象者について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達していなければならぬ。

七 審理対象者が釈放された場合に出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十四条各号に掲げる者として本邦からの退去を強制される見込みがある場合であつて、当該審理対象者について仮釈放等を許す旨の決定をするとき。

八 災害の発生、感染症の蔓延その他のやむを得ない事由により面接を行うことが困難であると認められる場合であつて、地方委員会が、第二十八条又は法第四十一条(第三十条に定めるものを含む。)の規定により意見等を聽取しないこととしたと

するか否かを判断するために必要な事項を把握することができたとき。

(意見等の聴取に当たつての配慮)

第二十二条 第十条の規定は、仮釈放等を許すか否かに関する審理について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当該矯正施設(当該刑事施設に附置された労役場を含む。)及び少年院をいう。以下同じ。」の職員以外の協力者」とあるのは「協力者」と、同項第二号中「当該矯正施設の職員以外の精神医学」とあるのは「精神医学」と読み替えるものとする。

(仮釈放等の審理の継続)

第二十三条 仮釈放等を許すか否かに関する審理の対象とされている者が他の矯正施設に移送されたときは、当該矯正施設の所在地を管轄する地方委員会が引き続き審理を行うものとする。

第四款 被害者等の意見等の聴取(意見等を述べたい旨の申出の際に明らかにしてしなければならない)

第五款 許可の基準

第二十四条 法第三十八条第一項(法第四十二条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所

二 当該申出に係る審理対象者を特定するに足りる事項

三 申出人が法第三十八条第一項に規定する申出等の聴取の方法

四 第二十五条 法第三十八条第一項の規定による意見等の聴取は、地方委員会の構成員である委員をして行わせることができる。

2 前項の意見等の聴取は、当該意見等を記載した書面の提出を受け、又は保護観察官をして被害者等の陳述の内容を録取させることにより行うことができる。

(意見等の聴取に係る通知)

第二十六条 地方委員会は、法第三十八条第一項の規定により意見等を聴取するときは、第二十

九号)第二十四条各号に掲げる者として本邦からの退去を強制される見込みがある場合であつて、当該審理対象者について仮釈放等を許す旨の決定をするとき。

八 災害の発生、感染症の蔓延その他のやむを得ない事由により面接を行うことが困難であると認められる場合であつて、地方委員会が、第二十八条又は法第四十一条(第三十条に定めるものを含む。)の規定により意見等を聴取しないこととしたと

きは、第二十四条の申出をした被害者等に対し、その旨を通知しなければならない。

(意見等の聴取に当たつての配慮)

第二十七条 法第三十八条第一項の規定により意見等を聴取する場合には、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

(聴取した意見等の通知)

第二十七条の二 地方委員会は、法第三十八条第一項の規定により意見等を聴取した場合において、被害者等の意向に配慮しつつ必要があると認めるとときは、当該意見等に係る審理対象者を収容している矯正施設の長に対し、当該矯正施設における処遇の実施に必要な事項を通知するものとする。

(仮釈放許可の基準)

第二十八条 法第三十九条第一項に規定する仮釈放を許す处分は、懲役又は禁錮の刑の執行のため矯正施設に収容されている者又は労役場に留置されている者の心身の状況、収容又は留置の期間、社会の感情その他の事情を考慮し、相当と認めるところとする。

第二十九条 法第三十九条第一項に規定する仮出場許可の基準

第三十条 法第四十一条に規定する仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるとときは、保護観察の執行のため少年院に収容されている者について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察に付することが改善更生のために特に必要であると認めると認めるときとする。

第三十一条 削除

第六款 審理の終結

第三十二条 地方委員会は、仮釈放等を許すか否かに係る審理の対象とされている者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、審理を終結するものとする。

2 前項第二号に掲げる者は、同項の立会いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(保護観察の実施計画)

第四十二条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、その保護観察の開始に際し、犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項について分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施するまでの留意事項等を定めた保護観察の実施計画を作成しなければならない。ただし、保護観察付一部猶予者について仮釈放中の保護観察に引き続き猶予期間中の保護観察を開始したときはその他必要がないと認めるとときは、その作成を省略することができる。

2 保護観察所の長は、保護観察の実施状況等を考慮し、前項本文の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

3 保護観察所の長は、保護観察対象者について、その改善更生を図るために関係機関等が行う援助を地域社会において継続して受けたことが必要であると認めるときは、第一項本文の実施計画において、その改善更生に資する援助を行う関係機関等との緊密な連携に関する事項を定めるものとする。

4 保護観察所の長は、第一項本文の実施計画を作成し、又は第二項の規定によりその見直しを行って、法第三十八条第三項（法第四十条二条及び法第四十七条の三において準用する場合を含む。）の規定により同項に規定する事項が通知され、又は法第六十五条第一項の規定により被害者等の心情等を聴取しているときは、当該通知された事項又は当該聴取した心情等を考慮するものとする。

(保護観察官及び保護司の指名)

第四十三条 保護観察所の長は、保護観察を実施するときは、当該保護観察を担当する保護観察官を指名し、その者に前条第一項本文及び第二項の規定による分析並びに実施計画の作成及び見直し並びに指導監督及び補導援護を行わせるものとする。

2 保護観察所の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、複数の保護観察官を指名するものとする。

3 保護観察所の長は、第一項の場合において、必要があると認めるときは、保護観察官と協働して指導監督及び補導援護を行う（又は複数の保護司を指名するものとする）。

4 保護観察所の長は、前項の規定により保護司を指名したときは、指導監督及び補導援護を行ふことに関し、保護司に過重な負担とならないことを考慮して、保護司に過重な負担とならないことを嘱託することができる。（転居又は旅行の許可の基準）

よう、保護司に対して十分に指導及び助言を行つとともに、第一項及び第二項の保護観察官をして保護司との緊密な連絡を保たせるものとする。

(保護観察における措置の共助)

第四十四条 保護観察所の長は、保護観察対象者が他の保護観察所の管轄区域に旅行をしているときその他必要があると認めるときは、当該他の保護観察所の長に対し、指導監督、補導援護の保護観察における措置の共助を依頼することができる。

第二款 住居の届出及び転居又は旅行の許可

(住居の届出)

第四十五条 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者は、その裁判の確定前であつても、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、当該住居の所在地を届け出ることができる。この場合において、当該裁判が確定したときは、法第五十条第一項第三号の届出があつたものとみなす。

(転居又は旅行の許可の申請)

第四十六条 法第五十条第一項第五号の転居又は旅行の許可を受けようとする保護観察対象者は、次に掲げる事項を記載した書面により、そ

の保護観察をつかさどる保護観察所の長に申請しなければならない。ただし、急速を要するときその他やむを得ない事由があると認められるときは、電話その他の適当な方法によることができる。

（転居又は旅行の目的）

一 保護観察対象者の氏名及び住居

二 転居後の住居又は旅行先

三 転居の理由又は旅行の目的

四 転居の日又は旅行の期間

五 転居又は旅行中における連絡方法

(転居後の住居又は旅行先の調査)

二 前項の保護観察所の長は、前条の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第二号の転居後の住居又は旅行先の生活環境等について、調査を行うものとす

る。（転居又は旅行の許可の基準）

第四十七条 保護観察所の長は、前条の規定により、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、当該決定の対象となる者が収容されている矯正施設の長又は当該決定の対象となる者について法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長又は矯正施設の長は、前項の矯正施設の長又は保護観察所の長は、前項の規定による特別遵守事項に関する意見を考慮するものとする。

環境、転居の理由又は旅行の目的、保護観察対象者の心身の状況、保護観察の実施状況等を考慮し、当該転居又は旅行によつて当該保護観察対象者の改善更生が妨げられるおそれがないと認めるときにするものとする。

第三款 遵守事項

(保護観察処分少年の特別遵守事項の設定及び変更)

第四十九条 保護観察所の長は、保護観察処分少年の保護観察の開始に際し、法第五十二条第一項の規定により特別遵守事項を定めるときは、当該家庭裁判所から、特別遵守事項に関する意見の通知を受け、その意見の範囲内で定めるものとする。

保護観察所の長は、前項に規定する場合のほか、法第五十二条第一項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更するときは、前項の家庭裁判所に対し、定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を書面により示すとともに、必要な資料を提示して、当該特別遵守事項の内容に関する意見を求め、その意見の範囲内で特別遵守事項を定め、又は変更するものとする。

第四十二条第四項の規定は、保護観察所の長が、前項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更する場合について準用する。

(少年院仮退院者及び仮釈放者の特別遵守事項の設定及び変更)

第五十条 地方委員会は、法第五十二条第二項の規定により、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、当該決定の対象となる者が収容されている矯正施設の長又は法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、その者が収容されている矯正施設の長又は法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

(転居後の住居又は旅行の許可)

二 前項の矯正施設の長又は保護観察所の長は、前項の矯正施設の長又は保護観察所の長は、前項の規定による特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

（転居又は旅行の許可の基準）

二 前項の矯正施設の長又は保護観察所の長は、前項の規定により保護司の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、当該決定の対象となる者が収容されている矯正施設の長又は法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、速やかに、その者を収容中の矯正施設の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により示すべき特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、定めるべき又は変更すべき特別遵守事項の内容を書面により示すとともに、必要な資料を提示して、法第五十二条後段に規定する申出をするものとする。

3 地方委員会は、法第五十二条第二項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、法第三十八条第一項の規定により被害者等の意見等が生じたと認めるときは、当該聴取した意見等を考慮するものとする。

保護観察所の長は、少年院仮退院者又は仮釈放について、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、定めるべき又は変更すべき特別遵守事項の内容を書面により示すとともに、必要な資料を提示して、法第五十二条後段に規定する申出をするものとする。

- 前条第三項の規定は、地方委員会が、法第五十二条第四項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更する場合について準用する。

第五十一条 第四十四条の二 第四十二条第四項の規定は、保護観察所の長が、第三項の申出をする場合について準用する。
(保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の設定及び変更)

第五十二条 第四十五条の二 第五十二条第一項の規定により特別遵守事項を定めるときは、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所から、書面により特別遵守事項に関する意見の通知を受け、その意見の範囲内で定めるものとする。

2 保護観察所の長は、法第五十二条第六項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更するときは、同項の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対し、定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を書面により示し、これが不相当であるかどうかについての意見を求めるものとする。

3 第四十二条第四項の規定は、保護観察所の長が、法第五十二条第六項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更する場合について準用する。

(特別遵守事項の取消し等)

第五十三条 保護観察所の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第五十三条第一項の規定による特別遵守事項の取消し又は同条第二項若しくは同条第四項に規定する申出をするものとする。

一 特別遵守事項 (法第五十二条第二項第四号、第五号及び第六号に掲げる事項を除く。)について、保護観察対象者の遵守の意欲及び態度、遵守していると認める期間その他の遵守の状況並びに指導監督の状況等を考慮しこれを取り消しても、必要な指導監督を行うことについて支障がなく、保護観察対象者が健全な生活態度を保持することができる認めるとき。

二 前号に規定する場合のほか、特別遵守事項について、保護観察対象者の改善更生のため特に必要とは認められなくなつたとき。

3 前項の規定による申出は、取り消すべき特別遵守事項及びその理由を書面により示すとともに、必要な資料を提示してするものとする。

法第五十三条第二項又は同条第四項の決定(保護観察所の長の申出による場合に限る。)

4 第一項又は前項の規定による特別遵守事項の取扱いは、第一項の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

容を法第五十六条第一項の規定により生活行動指針として定めることを妨げない。

5 保護観察所の長は、第一項又は第三項の規定による特別遵守事項の取消しがあつたときは、速やかに、保護観察対象者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。遵守すべき期間が定められている特別遵守事項について当該期間が満了したときその他その性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守べきこととされる特別遵守事項について当該事実が生じたときも、同様とする。

6 第五十一条第一項の規定は、地方委員会が、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を取り消す場合について、同条第二項の規定は、同項の矯正施設の長又は保護観察所の長が、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに、当該決定の対象とされた者について特別遵守事項を取り消すべき事情が生じたと認める場合について、同条第三項の規定は、地方委員会が、法第五十三条第二項の規定により特別遵守事項を取り消す場合について、それぞれ準用する。

7 第四十二条第四項の規定は、保護観察所の長が、法第五十三条第一項の規定により特別遵守事項を取り消し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する申出をする場合について準用する。

8 第五十一条第三項及び第五十条の二第一項の規定は、法第五十三条第四項の規定により刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に特別遵守事項を取り消す場合について、第五十条の二第二項の規定は、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に保護観察付一部猶予者につき定められる猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を取り消すべき事情が生じたと認める場合について、それぞれ準用する。

(遵守事項の通知)

第五十三条 保護観察所の長は、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、法第五十四条第一項の規定により一般遵守事項の内容を記載した書面を交付するときは、遵守事項を遵

守ることの重要性について自覚を促すため、これを遵守する旨の誓約をすることを求めるものとする。保護観察対象者に対し、法第五十五条第一項の規定により特別遵守事項の内容を記載した書面を交付するときも、同様とする。

2 前項の規定は、矯正施設の長が、法第五十四条第二項の規定により一般遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合及び法第五十五条第二項の規定により特別遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合について準用する。

(生活行動指針の設定等)

第五十四条 生活行動指針は、第四十一条第一項の規定により把握した結果及び特別遵守事項の内容を踏まえて定めるものとする。

2 法第五十六条第二項の規定により生活行動指針の内容を記載した書面を交付するときは、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

(生活行動指針の変更及び取消し等)

3 第四十二条第四項の規定は、保護観察所の長が、法第五十六条第一項の規定により生活行動指針を定める場合について準用する。

(生活行動指針の変更及び取消し等)

第五十五条 保護観察所の長は、生活行動指針を変更することができる。

2 保護観察所の長は、生活行動指針につき、必要がなくなつたと認めるときは、これを取り消すものとする。

3 保護観察所の長は、生活行動指針を変更し、又は取り消したときは、速やかに、保護観察対象者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

4 法第七十条第一項の規定による処分又は法第八十一条第一項に規定する处分があつたときは、当該処分を受けた保護観察处分少年又は保護観察付執行猶予者について定められている生活行動指針は、当該処分と同時に取り消されるものとみなす。

5 第四十二条第四項の規定は、保護観察所の長が、第一項の規定により生活行動指針を変更し、又は第二項の規定により生活行動指針を取り消す場合について準用する。

(特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助)

第五款 指導監督

者と同号の援助を行なう者との信頼関係の構築を図るとともに、当該保護観察対象者が自発的に当該援助を受けることを促すことに配意するものとする。

(被害者等の被害の回復等に係る指導監督)

第五十五条の三 法第五十七条第一項第五号に規定する措置をとるに当たっては、保護観察対象者をして、被害者等の被害に関する心情、その置かれている状況等を理解させるとともに、被害者等の被害の回復又は軽減を図るべき責任を自覚させるよう配意するものとする。

(保護観察対象者の意思に反しないことの確認)

第五十五条の四 法第五十七条第三項の保護観察対象者の意思に反しないことの確認は、当該保護観察対象者に対し、とろうとする措置の目的及び内容を書面の交付その他の適当な方法により示した上で、行うものとする。

第六款 補導援護

(就労のための補導援護)

第五十六条 保護観察所の長は、法第五十八条第三号に掲げる方法により補導援護を行うに当たっては、保護観察対象者の就労意欲、職業能力、年齢、経歴、心身の状況、就労に必要な態度及び技能が習得され、就労の習慣が定着するよう助言その他の措置をとるものとする。

2 保護観察所の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、保護観察対象者の就労意欲、職業能力、年齢、経歴、心身の状況、生活の計画等を勘案し、職業訓練を実施するものとする。

3 保護観察所の長は、前二項に規定する補導援護を行なうに当たっては、公共職業安定所との連携協力に努めるものとする。

(生活指導)

第五十七条 法第五十八条第六号に掲げる方による補導援護は、保護観察対象者をして、自律及び協調の精神を会得させ、健全な社会生活を営むために必要な態度、習慣及び能力を養わせるよう行うものとする。

(委託の手続)

第五十八条 保護観察所の長は、法第六十一条第二項(法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により補導援護を委託して行うときは、保護観察対象者の意向を参考酌し、当該補導援護としてるべき措置を選定し、その委託先及び委託期間を定めなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の規定により選定した措置の内容並びに同項の規定により定めた委託先及び委託期間を保護観察対象者に知らせなければならない。

第五十九条 前条第一項の委託は、委託する内容、委託の開始及び終了の年月日、保護観察対象者の氏名、生年月日、住居、経歴及び心身の状況その他参考となる事項を記載した書面をもつて行うものとする。ただし、急速を要するときは、当該書面を画像読取装置により読み取つてできた電磁的記録を電磁的方法により提供する方法その他の適当な方法によることができる。(誓約)

第六十条 保護観察所の長は、第五十八条第一項の規定により補導援護を委託して行うときは、保護観察対象者に、委託期間中は委託を受けた者(以下「受託者」という。)の指示に従い、改善更生に努める旨の誓約をさせるものとする。(実施報告等)

第六十一条 保護観察所の長は、委託した補導援護を受託者が終了したとき又は必要があると認めるとときは、速やかに、受託者に、書面により、当該委託に係る事務の実施状況を報告されなければならない。2 保護観察所の長は、保護観察対象者について、次に掲げる事由が生じたときは、直ちに、受託者に、これを報告させなければならない。

一 受託者の指示に従わず、又は無断で転居し、若しくは所在が不明であるため、委託を受けた補導援護の措置をとることができないとき。

二 委託を受けた補導援護の措置を受ける意思がない旨の申出があつたとき。

三 受託者において、委託を受けた補導援護の目的を達し、これを継続する必要がないと認めるとき。

四 受託者において、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動を認めたとき。

五 感染症その他重い疾病にかかつたとき。

六 死亡したとき。

七 その他受託者において、委託を受けた補導援護の措置をとることに支障を及ぼす事情が生じたと認めるとき。

八 保護観察所の長は、委託した補導援護が適切に行われるよう、その状況を把握し、受託者に

対し必要な指示その他の措置をとるものとする。(委託の変更及び解除)

第六十二条 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、受託者の意見及び保護観察対象者の意向を参照し、委託先若しくは委託内容の変更又は委託の解除を行うものとする。

第六十三条 法第五十九条の規定によりとる措置は、次に掲げる措置その他の保護観察所の長が必要と認める措置とする。

2 保護観察に付されている少年の心身の状況及び生活の実態を把握し、保護観察官又は保護司と協力して、適切にその監護に当たるよう指導し、又は助言すること。

第六十四条 保護観察所の長は、保護観察处分少年に対し、第一項の規定によることとされる場合を含む。以下同じ。第二項の規定による救護は、次に掲げる方法その他保護観察所の長が必要と認める方法によって行うものとする。

2 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配意するものとする。(保護者に対する通知)

3 保護観察に付されている少年の監護について必要な情報の提供を受け、又は監護の意欲を高め、若しくはその能力を向上させるための講習会等に参加するよう指導し、又は助言すること。

2 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配意するものとする。

3 保護観察に付されている少年の監護について必要な情報の提供を受け、又は監護の意欲を高め、若しくはその能力を向上させるための講習会等に参加するよう指導し、又は助言すること。

2 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配意するものとする。

3 保護観察に付されている少年の監護について必要な情報の提供を受け、又は監護の意欲を高め、若しくはその能力を向上させるための講習会等に参加するよう指導し、又は助言すること。

2 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配意するものとする。

3 保護観察に付されている少年の監護について必要な情報の提供を受け、又は監護の意欲を高め、若しくはその能力を向上させるための講習会等に参加するよう指導し、又は助言すること。

るものとする。ただし、その通知をすることが当該保護観察処分少年の改善更生を妨げるおそれがあり、又は保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第六十五条 保護観察所の長は、少年院仮退院者に対し、保護観察を開始したときは一般遵守事項及び法第四十一条の決定による釈放の時において定められた特別遵守事項の内容を、第五十二条第五项並びに第八十八条第一項及び第八十九条の四において準用する第八十一条の四第一項の規定による通知をしたときは当該通知の内容を、法第五十五条第一項本文の規定による書面の交付をしたときは当該書面の内容を、法第七十四条第一項の決定があつたときはその旨を、それぞれ、その保護者その他相当と認める者に對し、通知するものとする。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第六十六条 法第六十二条(法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)第二項の規定による救護は、次に掲げる方法その他保護観察所の長が必要と認める方法によって行うものとする。

2 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配意するものとする。

3 保護観察に付されている少年の監護について必要な情報の提供を受け、又は監護の意欲を高め、若しくはその能力を向上させるための講習会等に参加するよう指導し、又は助言すること。

(準用)
第六十七条 第五十九条から第六十二条までの規定は、その性質に反しない限り、法第六十二条第三項の規定により救護を委託して行う場合について準用する。

第九款 出頭の命令及び引致(出頭の命令の方式)

第六十八条 法第六十三条第一項の規定による出頭の命令は、次に掲げる事項を記載した書面について準用する。

1 保護観察対象者の氏名
2 出頭すべき日時及び場所
3 正當な理由がないのに出頭の命令に応じないときは、引致されることがある旨

第六十九条 法第六十三条第四項に規定する引致(引致状の請求の方式)

1 保護観察に付されている少年の監護について必要な情報の提供を受け、又は監護の意欲を高め、若しくはその能力を向上させるための講習会等に参加するよう指導し、又は助言すること。

2 前号の者が保護観察に付されていることを明らかにする事項

3 法第六十三条第二項各号のいずれかに該当する事実の要旨及び引致を必要とする理由

4 引致すべき場所
5 七日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 引致状を数通必要とするときは、その数及び事由

7 前項の書面には、その謄本一通を添付しなければならない。

第七十条 法第六十三条第六項ただし書の規定による引致状の執行の嘱託は、書面によらなければならぬ。ただし、急速を要するときは、電話その他の適当な方法によることができる。

2 前項ただし書の場合は、事後において、速やかに、同項本文の書面を送付するものとする。

第七十一条 法第六十五条第一項及び第二項に規定する申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

1 申出人の氏名又は名称及び住所

第十八条の三第一項」とあるのは「法第七十三条第一項」と読み替えるものとする。

地方委員会は、法第七十三条第一項の規定により留置している少年院仮退院者について、法第七十二条の規定による申請をする必要がなくなったときは、法第七十三条第二項ただし書の規定により、直ちに当該少年院仮退院者を釈放しなければならない。

(少年院仮退院者の仮退院の取消しの申出の方式等)

第八十八条の二 法第七十三条の二第一項に規定する申出は、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかつた場合において、当該遵守事項を遵守しなかつたことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、少年院に収容して処遇を行うことが必要かつ相当と認めるときにするものとする。

第八十八条の三 前条の申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならぬ。

- 1 少年院仮退院者の氏名、生年月日、職業、本籍及び住居
- 2 保護処分をした家庭裁判所の名称及びその年月日
- 3 少年法第六十四条第三項の規定により定められた期間
- 4 少年院からの仮退院を許す旨の決定をした地方委員会の名称
- 5 少年院からの仮退院の年月日及びその時点において収容されていた少年院の名称
- 6 申出の理由
- 7 その他参考となる事項

(少年院仮退院者の仮退院を取り消すか否かにかかる審理の開始等)

第八十八条の四 第八十二条の四及び第八十八条の規定は、法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分に付されている者に限る。)について準用する。この場合において、第八十二条の四第一項中「収容決定申請」とあり、第八十八条第二項中「法第七十二条の規定による申請」とあるのは「法第七十三条の二第一項の決定」と、第八十条第一項中「法第七十三条の二第一項」であるのは「法第七十三条の二第一項」とあるのは「法第七十三条の四第一項」と、同項中「法第七十三条第二項」とあるのは「法第七十三条の四第二項」であるのは「法第七十三条の四第二項で準用する法第七十三条第一項」とあり、第八十八条第二項中「法第七十三条第二項第一項」とあるのは「法第七十三条の四第一項」とあるのは「法第七十三条第二項」とあるのは「法第七十三条の四第一項」と読み替えるものとする。

第八十八条の五 地方委員会は、法第七十三条の二第一項の決定をするか否かに関する審理において、必要があると認めるときは、その構成員である委員又は保護観察官をして、審理対象者と面接させるものとする。

第八十八条の六 法第七十三条の二第一項の決定は、第三十条及び法第四十一条に定める基準に照らし、第八十八条の二の規定による申出を相応と認めるとする。

(少年院仮退院者の仮退院の取消しの決定の執行)

第八十八条の七 法第七十三条の二第一項の決定の執行は、合議体が指揮するものとする。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で指揮することができる。

(仮釈放の取消しの申出の方式等)

第九十一条 法第七十五条第二項に規定する申出は、仮釈放者が遵守事項を遵守しなかつた場合において、当該遵守事項を遵守しなかつたことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、その他の適切な方法によることができる。

第九十二条 前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならぬ。

第九十三条 前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載するものとする。

第九十四条 第八十二条の二第一項の規定による申出を相応と認めるときは、前項第一項第二項第二項」と読み替えるものとする。

第九十五条 第八十八条の五の規定は、法第七十六条第三項において準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第九十六条 刑法第二十九条第一項第四号に該当することを理由とする法第七十五条第一項の決定は、第二十八条に定める基準に照らし、第九十二条の規定による申出を相応と認めるときは、同項中「法第七十三条第二項」とあるのは「法第七十七条第一項」である。

第九十七条 保護観察所の長は、仮釈放者について、法第五十条第一項第四号に規定する居住していないこと(法第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定めた場合には、当該場所に宿泊していないこと)を認めたときは(その居住地を把握している場合を除く。)は、速やかに、書面により、法第七十七条第一項に規定する申出をするものとする。

第九十八条 保護観察所の長は、仮釈放者について、保護観察を停止する申出を相応と認めるときは、前項各号に掲げる事項の言渡しがあるときは、前項各号に掲げる事項のほか、その刑のうち執行を猶予された部分の期間並びに猶予の期間及び当該猶予の期間中の保護観察の有無を記載するものとする。

(仮釈放の取消事由の通知)

第九十九条 法第七十四条第一項に規定する申出は、健全な生活態度を保持している少年院仮退院者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためについた行動の状況、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を継続しなとも、当該生活態度

を保持し、善良な社会の一員として自立し、確実に改善更生することができるとして認めるときに実に改善更生することができるとして認めるときにするものとする。

第九十条 法第七十四条第一項の決定は、前条第一項又は第二項の規定による申出を相応と認めるとする。

第四節 仮釈放者

(仮釈放の取消しの申出の方式等)

第九十一条 法第七十五条第二項に規定する申出は、仮釈放者が遵守事項を遵守しなかつた場合において、当該遵守事項を遵守しなかつたことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、その他の適切な方法によることができる。

第九十二条 前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならぬ。

第九十三条 前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載するものとする。

第九十四条 第八十二条の二第一項の規定による申出を相応と認めるときは、前項第一項第二項第二項」と読み替えるものとする。

第九十五条 第八十八条の五の規定は、法第七十六条第三項において準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第九十六条 刑法第二十九条第一項第四号に該当することを理由とする法第七十五条第一項の決定は、第二十八条に定める基準に照らし、第九十二条の規定による申出を相応と認めるときは、同項中「法第七十三条第二項」とあるのは「法第七十七条第一項」である。

第九十七条 保護観察所の長は、仮釈放者について、法第五十条第一項第四号に規定する居住していないこと(法第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定めた場合には、当該場所に宿泊していないこと)を認めたときは(その居住地を把握している場合を除く。)は、速やかに、書面により、法第七十七条第一項に規定する申出をするものとする。

第九十八条 保護観察所の長は、仮釈放者について、保護観察を停止する申出を相応と認めるときは、前項各号に掲げる事項の言渡しがあるときは、前項各号に掲げる事項のほか、その刑のうち執行を猶予された部分の期間並びに猶予の期間及び当該猶予の期間中の保護観察の有無を記載するものとする。

(仮釈放の取消事由の通知)

第九十九条 法第七十四条第一項に規定する申出は、健全な生活態度を保持している少年院仮退院者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためについた行動の状況、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を継続しなとも、当該生活態度

を保持し、善良な社会の一員として自立し、確実に改善更生することができるとして認めるときにするものとする。

第九十条 法第七十四条第一項の決定は、前条第一項又は第二項の規定による申出を相応と認めるとする。

第四節 仮釈放者

(仮釈放の取消しの申出の方式等)

第九十一条 法第七十五条第二項に規定する申出は、仮釈放者が遵守事項を遵守しなかつた場合において、当該遵守事項を遵守しなかつたことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、その他の適切な方法によることができる。

第九十二条 前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならぬ。

第九十三条 前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載するものとする。

第九十四条 第八十二条の二第一項の規定による申出を相応と認めるときは、前項第一項第二項第二項」と読み替えるものとする。

第九十五条 第八十八条の五の規定は、法第七十六条第三項において準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第九十六条 刑法第二十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する事由があると認めるとときは、速やかに、地方委員会に対し、当該事由及び前条各号(第六号を除く。)に掲げる事項を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。

をした地方委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(仮釈放者の不定期刑の終了の基準等)

第九十八条 法第七十八条第一項に規定する申出は、健全な生活態度を保持している仮釈放者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためについた行動の状況、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を継続しなくとも、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、確実に改善更生することができると認めるときによるものとする。

第五節 保護観察付執行猶予者

第九十九条 法第七十八条第一項の決定は、前条の規定による申出を相当と認めるときによるものとする。

(保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等)

第九十九条の二 第八十二条の七第一項の規定

は、法第七十八条第二項において準用する

法第六十八条の七第一項の決定について、第八

十一条の七第二項の規定は、矯正施設の長又は

保護観察の長が、当該決定を受けた保護観察

付一部猶予者について、法第七十八条の二第一

項において準用する法第六十八条の七第一項に

規定する事情が生じたと認める場合について、

それぞれ準用する。この場合において、第八十

一条の七第二項中「収容可能な期間の満了」とあ

るのは、「刑法第二十七条の二の規定による猶

予の期間の開始」と読み替えるものとする。

(保護観察所の長は、法第七十八条の二第一項

において準用する法第六十八条の七第一項の決

定を受けた仮釈放中の保護観察付一部猶予者に

ついて、法第七十八条の二第一項において準用

する法第六十八条の七第二項に規定する事情が

生じたと認めるときは、速やかに当該保護観

察所の所在地を管轄する地方委員会に対し、当

該特定を取り消すべき旨の申出を行うものとす

る。

3 地方委員会は、前項に規定する保護観察付一部猶予者について、同項の申出によらず法第七

十八条の二第一項において準用する法第六十八

条の七第二項の規定による取消しをしようとな

るときは、あらかじめ、保護観察所の長の意見

を聽かなければならない。(検察官への申出の方

式等)

第一百条 法第七十九条の規定による申出は、保護観察付執行猶予者が遵守事項を遵守しなかつた

場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、當該各号に定めるときによるものとする。

一 刑法第二十六条の二第二号の規定による取

消し 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二 刑法第二十七条の五第二号の規定による取

消し 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

七 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

八 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

九 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十一 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十二 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十三 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十四 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十五 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十六 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十七 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十八 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

十九 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十一 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十二 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十三 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十四 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十五 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十六 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十七 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十八 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

二十九 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十一 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十二 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十三 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十四 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十五 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十六 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十七 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十八 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

三十九 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十一 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十二 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十三 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十四 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十五 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十六 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十七 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十八 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

四十九 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十一 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十二 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十三 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十四 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十五 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十六 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十七 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十八 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

五十九 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六十 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六十一 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六十二 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六十三 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六十四 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六十五 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六十六 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状が重いと認

めるとき。

六十七 保護観察の実施状況等を考慮し、遵守

事項を遵守しなかつたことの情状

(収容中の者に対する生活環境の調整の方法)
第一百十二条 保護観察所の長は、法第八十二条第

第一百十三条 保護観察所の長は、前条第一項の規定による調整においては、次に掲げる事項について、必要な調査を保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第一項中「引受人等又は同項」とあるのは「同項」と、百第百十三号第一項第六号中「矯正施設に収容される前の生活」とあるのは「生活」と読み替えるものとする。

5 刑事上の手続に関与している検察官」と、第一百十三条第一項中「保護観察官又は保護司」とあるのは「保護観察官」と、同項第六号中「矯正施設に収容される前」とあるのは「勾留前」と読み替えるものとする。
保護観察所の長は、前項によるて准用する第

二 陽の状況 引受人等の状況

三 前条第一項第三号に掲げる關係の状況
四 前条第一項第四号に掲げる就業先又は通学先の状況

五、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復 又は怪我の二三に行動の代り

又は軽減のためはどくか行動の状況
六 生活環境調整対象者の矯正施設に収容され
る前の生活の実態について調査

七 生活環境調整対象者の心身の状況及び生計 の現状、

八 その他前条第一項の規定による調整を行う
の見込み

2 ために必要な事項
前項の規定による調査を行う者は、その事務

所以外の場所において当該調査を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請

求があつたときは、これを提示しなければならない。

(生活環境の調整のための地方委員会による調査)

第一百十三条の二 第十七条の規定は、法第八十二条第三項の規定による調査について準用する。

この場合において、第十七条第一項中「仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するため」

とあるのは、「生活環境の調整を行うために」と読み替えるものとする。

（保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整）

第一百四条 法第八十三条の同意は、刑法第二十
五条の二第一項の規定による保護観察に付する

三條の二第一項の規定に依る簡易裁判所は、その旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの間、被請求者に對する訴訟を停止する。

者は如し、法第ハ十三条の規定による調整を行ふ事項を示した上で、書面により求めるものとする。

2 第百十二条第一項（第二号を除く。）及び第
二項（二号、三号、四号を除く。）。

二項並びに第一百十三條（第一項第二号を除く）の規定は、法第八十三条の規定による生活環境の開墾等の規制に関する事務

の調整について準用する。この場合において、
第一百十二条第一項中「釈放された後」とあり、

及び「釈放後」とあるのは「当該裁判が確定した後」と、同条第二項中「釈放後」とあるのは「その者の当該裁判が確定した後」と、同条第

一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第一項中「引受人等又は同項」とあるのは「同項」と、第百十三条第一項第六号中「矯正施設に收容される前の生活」とあるのは「生活」と読み替えるものとする。

(勾留中の被疑者に対する生活環境の調整)

第二百四十四条の二 勾留されている被疑者について、その刑事上の手続に関与している検察官は、法第八十三条の二第一項の規定による調整を行う必要があると認められる場合であつて、その者がこれを希望するときは、その旨及びその者に対する調整の必要性に関する意見その他の参考となる事項を当該検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する保護観察所の長に通知するものとする。

前条第一項の規定は、法第八十三条の二第一項の同意について準用する。この場合において、前条第一項中「刑法第二十五条の二第一項」の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受ける者は、「勾留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認めたもの」と読み替えるものとする。

第四十二条第一項本文、第二項及び第三項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定は、法第八十三条の二第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項本文中「犯罪又は非行に結びく要因及び改善更生に資する事項について分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施する上での留意事項等」とあるのは「調整を要する事項及び行うべき調整の内容」と、第四十三条第一項中「分析並びに実施計画」とあるのは「実施計画」と、同項中「指導監督及び補導援護」とあるのは「生活環境の調整」と読み替えるものとする。

4 第百十二条(第一項第二号及び第四項を除く。)及び第百十三条(第一項第二号を除く。)の規定は、法第八十三条の二第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第百十二条第一項第三号中「引受人等又は同項等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第二項中「引受人等又は同項

刑事上の手続に関与している検察官」と、第一百三十三条第一項中「保護観察官又は保護司」とあるのは「保護観察官」と、同項第六号中「矯正施設に収容される前」とあるのは「勾留前」と読み替えるものとする。

第五章 更生緊急保護

(更生緊急保護の実施の基準)

第一百五十五条 法第八十五条规定する更生緊急保護(以下「更生緊急保護」という。)は、その対象となる者が、進んで法律を守る善良な社会の一員となり、速やかに改善更生する意欲を有する者であると認められる場合に限り、行うものとする。

(更生緊急保護の措置)

第一百六十六条 法第八十五条第一項に規定する金品を給与し、若しくは貸与し、又は宿泊場所を供与することにより更生緊急保護を行ふに当たつては、次に掲げる方法その他の保護観察所の長が必要と認める方法によるものとする。

一 住居その他の宿泊場所がない者に対し、宿泊場所並びに宿泊に必要な設備及び備品を供与すること。

二 食事を得ることができない者に対し、食事を給与すること。

三 住居その他の宿泊場所への帰住を助けるため、旅費を給与し、又は貸与すること。

四 その他就業又は当面の生活を助けるために必要な金銭、衣料、器具その他の物品を給与し、又は貸与すること。

第一百七十七条 第五十六条の規定は就職を助け、又は職業を補導することにより更生緊急保護を行ふ場合について、第五十七条の規定は社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うことにより更生緊急保護を行ふ場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十七条中「保護観察所の長は、前項において準用する第一百二十二条第一項の規定による調整を行うに当たつては、法第八十三条の二第二項に規定する意見を考慮するものとする。

		二項、法第八十一条
第一項	第四十三条第一項中「法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有する」ととされる旧犯罪者予防更生法第三十五条（旧壳春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は旧執行猶予者保護観察法第七条の」とあるのは、前条第一項本文及び第二項の規定による計画の作成及び見直し並びに」と	第一項
第二項	同項中「指導監督（以下「指導監督」という。）及び補導援護」とあり、並びに同条第二項	第一百四十三条规定的第一項

（仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則及び更生保護の措置に関する規則の廃止）

第三条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則

二 更生保護の措置に関する規則（平成八年法務省令第二十号）

附 則（平成二五年一二月一〇日法務省令第二九号）

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年五月二十五日法務省令第三三号）

この省令は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。ただし、第五十二条第一項第一号の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則(平成二八年三月三一日法務省令
第一五号)
この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年五月二八日法務省令第
三八号）
この省令は、令和二年十月一日から施行す
る。

附 則（令和三年一二月一六日法務省令
第四六号）
この省令は、少年法等の一部を改正する法律
の施行の日（令和四年四月一日）から施行す
る。

附 則（令和五年九月二九日法務省令第
三七号）

この省令は、刑法等の一部を改正する法律附
則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和
五年十二月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二二日法務省令第
一〇号）
この省令は、困難な問題を抱える女性への支
援に関する法律の施行の日（令和六年四月一
日）から施行する。